

## 音更町職場体験事業募集要項

### 1 対象者及び条件

- (1) 一般就労を目標としている人、一般就労に関心のある人
- (2) 音更町民である人
- (3) 自力通勤が可能である人（ただし、所属している施設による送迎は可とします。町及び体験先による送迎はありません。）
- (4) 損害保険に加入すること。（体験期間のみの加入で可とします。）

### 2 体験期間及び体験時期

- (1) 体験期間は、1人1日当たり6時間程度、おおむね5日間を目安とします。  
ただし、受入企業の都合により変更する場合があります。体験期間・時間について希望がある場合は、申込書の「本人希望記入欄」にあらかじめ記入してください。
- (2) 体験日は、希望者の取りまとめ後、面接等を経てから令和3年3月31日までの間で調整します。

### 3 謝礼

1時間当たり861円（予定）

（最低賃金に変更になった場合など、金額を変更することがあります。）

### 4 体験先（予定）

図書館など町の施設のほか、町内に事業所を有する民間企業等を予定しています。

#### 【令和元年度受入先】

社会福祉協議会喫茶はっぴい、更葉園、音更町役場（企画課）、図書館

### 5 申込方法

別紙申込書（兼事業所への情報提供書）及び同意書に必要事項を記入の上、保健福祉部福祉課障がい福祉係へ提出してください。

### 6 提出期限

令和2年10月16日（金）

※ この提出期限後であっても、職場体験を希望する人がいる場合は、随時、申込みを受け付けますので、ご連絡ください。

### 7 体験者の選定について

町及び十勝障がい者就業・生活支援センターだいち職員と体験希望者との面接を行い、体験予定者を選定した上で、企業との面接を行います。

（裏面もあります。）

## 8 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- (1) 職場体験に参加される人には、体験期間中の毎朝の検温、マスクの着用、手指の消毒等を徹底してもらった上で、体験に参加していただきます。
- (2) 上記のとおり対策を徹底した上で、職場体験を実施する予定ではありますが、体験実施時点での十勝管内の感染状況等から先方の理解が得られず、体験先の確保が困難な場合は、体験を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 9 その他

- (1) 職場体験中は、各施設において職場体験先への訪問及びサポートを行っていただきます。
- (2) 職場体験先の都合により、体験をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 体験先への体験者の情報提供について同意願います。